

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………
- …(生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課)…
- 公共測量の終了(十二件)……………
- …(都市整備局都市基盤部調整課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…
- 都道の供用開始……………(同)…
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定…(建設局道路管理部監察指導課)…
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出…(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一件)……………(同)…

告示

●東京都告示第七百五十六号
東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和四年五月二十日
東京都知事 小池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四三三六	書籍	DAISY COMICS こんなS彼に抱かせたいBL 株式会社英和出版社	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

●東京都告示第七百五十七号
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、葛飾区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十日
東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区小菅二丁目地内
- 四 測量の期間 令和三年九月一日から令和四年二月二十日
四日まで

●東京都告示第七百五十八号
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、葛飾区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十日
東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区小菅二丁目及び堀切四丁目各地内
- 四 測量の期間 令和三年九月一日から令和四年二月二十二日まで

●東京都告示第七百五十九号
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、葛飾区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十日
東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区小菅三丁目地内
- 四 測量の期間 令和三年九月一日から令和四年三月二日
まで

●東京都告示第七百六十号
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第二項の規定により、葛飾区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区東金町四丁目地内
- 四 測量の期間 令和三年十一月一日から令和四年三月十七日まで

●東京都告示第七百六十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、葛飾区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区東金町四丁目及び東金町五丁目各地内
- 四 測量の期間 令和三年十一月一日から令和四年三月十七日まで

●東京都告示第七百六十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、葛飾区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区東金町五丁目地内
- 四 測量の期間 令和三年十一月一日から令和四年三月十六日まで

●東京都告示第七百六十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、江東区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 江東区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 江東区木場二丁目及び木場三丁目各地内
- 四 測量の期間 令和三年十月十五日から令和四年三月十八日まで

●東京都告示第七百六十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、新宿区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 新宿区
- 二 測量の種類 公共測量(都市再生地籍調査)
- 三 測量の区域 新宿区若葉一丁目、若葉二丁目、若葉三丁目、須賀町及び南元町各地内
- 四 測量の期間 令和三年八月三日から令和四年三月十一日まで

●東京都告示第七百六十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都水道局長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(航空レーザ計測)
- 三 測量の区域 奥多摩町原、東大和市多摩湖六丁目及び多摩湖四丁目各地内
- 四 測量の期間 令和三年六月八日から令和四年三月三日まで

●東京都告示第七百六十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、世田谷区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 世田谷区
- 二 測量の種類 公共測量(修正測量)
- 三 測量の区域 世田谷区全域
- 四 測量の期間 令和三年十月一日から令和四年三月十八日まで

●東京都告示第七百六十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所
- 二 測量の種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 三 測量の区域 奥多摩町、青梅市及び瑞穂町各地内
- 四 測量の期間 令和三年十一月二十六日から令和四年三月二十五日まで

●東京都告示第七百六十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、足立区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 足立区

- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 足立区綾瀬一丁目地内
- 四 測量の期間 令和四年一月十二日から同年三月二十五日まで

●東京都告示第七百六十九号

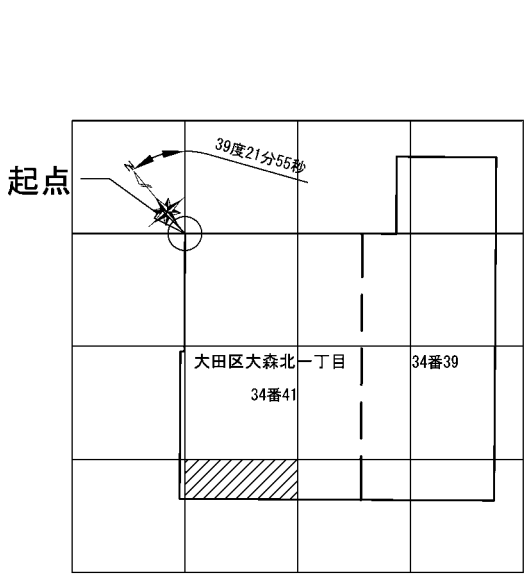
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第三百二十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区大森北一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



凡 例

- 筆境界
- 敷地
- 単位区画
- ▨ 指定を解除する区域

【起点】
 起点は、大田区大森北一丁目34番41の最北端とする。

【格子の回転角度（39度21分55秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年五月二十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。


令和四年五月二十日

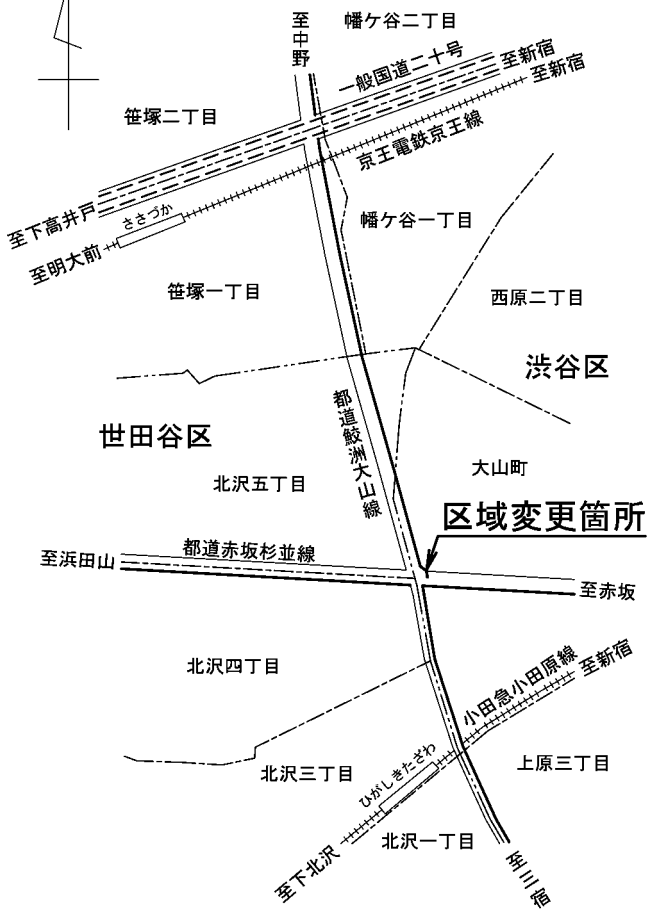
東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名 鮫洲大山
- 二 変更の区間 渋谷区大山町千四十九番十四地先
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道鮫洲大山線区域変更略図
渋谷区大山町地内

 重用編入区域 (都道赤坂杉並線との重用編入)
 延長 一〇・八七メートル
 面積 一二・九九平方メートル
 都道
 一般国道



別図

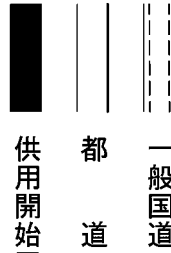
都道鮫洲大山線供用開始略図

渋谷区大山町地内

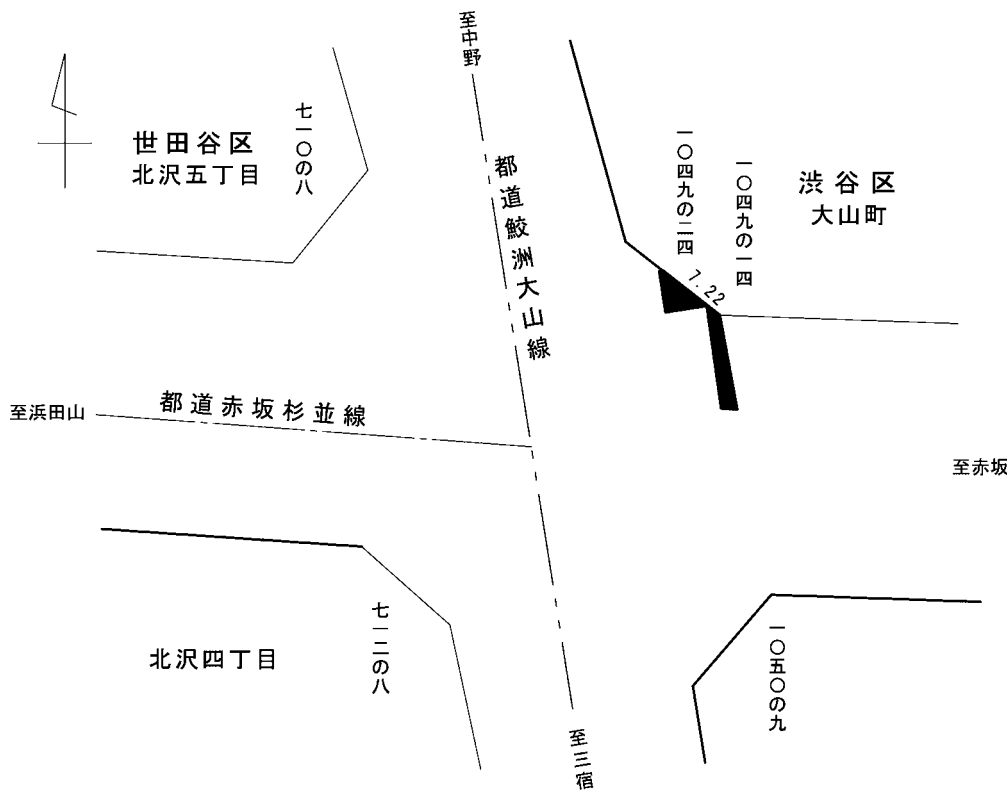
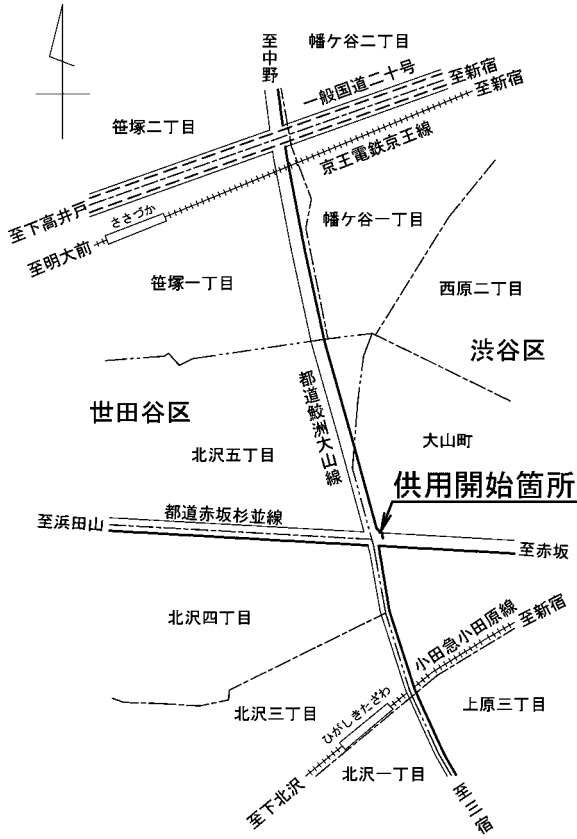
●東京都告示第七百七十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。
 その関係図面は、令和四年五月二十日から起算して二週

間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和四年五月二十日
 東京都知事 小池百合子
 一 路線名 鮫洲大山
 二 供用開始の区間 渋谷区大山町千四十九番十四地先か

三 供用開始の概要 別図表示のとおり
 四 供用開始の期日 令和四年五月二十日
 ら同所同番二十四地先まで



供用開始区域
 延長 一五・四六メートル
 面積 二二・二九平方メートル



●東京都告示第七七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和四年五月二十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年五月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

鮫洲大山

二 占用を制限する区間

渋谷区大山町千四十九番十四地先から同所同番二十四地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日
令和四年五月二十一日

公 告

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年五月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人日本システム監査人協会

二 代表者の氏名

松枝 憲司

三 主たる事務所の所在地

中央区日本橋茅場町二丁目十六番七号 本間ビル

一 名称

特定非営利活動法人ストップ結核パートナーシップ

本

二 代表者の氏名

森 亨、田中 慶司

三 主たる事務所の所在地

千代田区神田三崎町一丁目三番十二号 結核予防会内

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年五月二十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和四年五月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

（仮称）多慶屋B地区計画

二 店舗所在地

台東区台東四丁目三十三番一ほか

三 設置者名

株式会社多慶屋ホールディングス

四 設置者住所

台東区台東四丁目三十三番二号

五 小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社多慶屋ほか二名

六 新設をする日

令和四年十二月二十八日

七 店舗面積の合計

三千百三十八平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数

隔地（二箇所） 三十四台

九 駐輪場の位置及び収容台数

店舗北東側ほか 九十九台

十 荷さばき施設の位置及び面積

店舗一階 四十二平方メートル

十一 廃棄物等の保管

店舗地下三階 三十四・四一立方

施設の位置及び
容量

十二 小売業を行う者
の開店時刻
午前九時

十三 小売業を行う者
の開店時刻
午後十時。ただし、一部店舗は翌
午前一時まで

十四 来客が駐車場を
利用することが
できる時間帯
午前八時三十分から午後十時三十
分まで。ただし、一部店舗は午後
九時から翌午前一時三十分まで

十五 駐車場の自動車
の出入口の数及
び位置
二箇所 隔地

十六 荷さばき施設に
おいて荷さばき
を行うことがで
きる時間帯
午前六時から午後十時まで

十七 届出日
令和四年四月二十七日

十八 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十九 縦覧期間
令和四年五月二十日から同年九月
二十日まで。ただし、東京都の休
日に関する条例(平成元年東京都
条例第十号)に定める休日を除く。
二十 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和四年五月二十日から四月以内に東京都産業労
働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)に到着するよう提出してください。
令和四年五月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 多慶屋ビル
- 二 店舗所在地 台東区台東四丁目三十三番二号
- 三 設置者名 株式会社多慶屋
- 四 設置者住所 台東区台東四丁目三十三番二号
- 五 変更前の設置者の
代表者名 竹谷 秀雄
- 六 変更後の設置者の
代表者名 竹谷 宗二
- 七 変更前の小売業者
の氏名又は名称 株式会社多慶屋
- 八 変更後の小売業者
の氏名又は名称 株式会社多慶屋ほか一名
- 九 変更を行った小売
業者の氏名又は名
称 株式会社多慶屋
- 十 変更前の小売業者
の代表者名 竹谷 秀雄
- 十一 変更後の小売業
者の代表者名 竹谷 宗二

十二 変更日
令和元年十一月一日ほか

十三 届出日
令和四年四月二十七日

十四 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十五 縦覧期間
令和四年五月二十日から同年九月
二十日まで。ただし、東京都の休
日に関する条例(平成元年東京都
条例第十号)に定める休日を除く。
十六 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

一 店舗名 渋谷パルコ・ヒューリックビル

二 店舗所在地 渋谷区宇田川町十五番一号

三 設置者名 株式会社パルコほか一名

四 設置者住所 豊島区南池袋一丁目二十八番二号
ほか

五 変更前の小売業者
の氏名又は名称 株式会社ディスクユニオンほか百
三十二名

六 変更後の小売業者
の氏名又は名称 株式会社ディスクユニオンほか百
二十一名

七 変更を行った小売
業者の氏名又は名
称 株式会社プロビジョンほか三十五
名

八 変更前の小売業者
の住所 品川区東大井二丁目一番五号(株
式会社プロビジョン)ほか

九 変更後の小売業者
の住所 港区赤坂一丁目九番十三号(株式
会社プロビジョン)ほか

十 変更前の小売業者
の代表者名 村松 孝尚(アッシュ・ペー・フ
ランス株式会社)ほか

十一 変更後の小売業
者の代表者名 澤田 宏之(アッシュ・ペー・フ
ランス株式会社)ほか

<p>一 店舗名 東京都知事 小池百合子 多慶屋ビル</p>	<p>十二 変更日 令和三年十二月二十二日ほか 令和四年四月二十八日</p> <p>十三 届出日 令和四年四月二十八日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 令和四年五月二十日から同年九月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年五月二十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。 令和四年五月二十日</p>
<p>十五 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時</p>	<p>二 店舗所在地 台東区台東四丁目三十三番二号</p> <p>三 設置者名 株式会社多慶屋</p> <p>四 設置者住所 台東区台東四丁目三十三番二号</p> <p>五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 隔地(二箇所) 百二十台</p> <p>六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 隔地(一箇所) 二十九台</p> <p>七 変更前の駐車場の位置及び収容台数 隔地 三十台</p> <p>八 変更後の駐車場の位置及び収容台数 隔地 三十台</p> <p>九 変更前の荷さばき施設の位置及び面積 隔地(二箇所) 四百六平方メートル</p> <p>十 変更後の荷さばき施設の位置及び面積 隔地(一箇所) 七十五平方メートル</p> <p>十一 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後九時まで(二箇所)</p> <p>十二 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後九時まで(一箇所)</p> <p>十三 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二箇所 隔地</p> <p>十四 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 隔地</p> <p>十五 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時 午前七時三十分から午後九時まで(二箇所)</p>
<p>二十一 縦覧時間</p>	<p>間帯</p> <p>十六 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前七時三十分から午後九時まで(一箇所)</p> <p>十七 変更日 令和四年十二月二十八日</p> <p>十八 届出日 令和四年四月二十七日</p> <p>十九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>二十 縦覧期間 令和四年五月二十日から同年九月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

